

○古河市運動公園条例

平成17年 9 月12日

条例第129号

(設置)

第1条 スポーツの振興を図り、市民の健康増進に寄与するため、古河市運動公園（以下「運動公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 運動公園の名称及び位置並びに運動公園に設置するスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 運動公園は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

2 運動公園の管理責任者は、市長とする。

(施設の利用)

第4条 スポーツ施設（他の用途に利用する場合を含む。）を利用しようとする者（第3項において「施設利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

2 市民（市内の事業所に勤務する市外居住者を含む。）以外の者の利用については、市長が運営上支障がなく、かつ、その必要があると認めた場合に限りこれを許可することができる。

3 施設利用者は、市長が指示した事項を遵守し、常に善良な施設利用者としての注意をもって利用しなければならない。

4 市長は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、スポーツ施設の利用を禁止することができる。

(行為の禁止)

第5条 運動公園の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秩序を乱し、又は善良な風俗を害すること。

(2) 施設、設備等を汚損又は損傷すること。

- (3) 植物の採取、伐採又は損傷すること。
- (4) ごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車しておくこと。
- (6) 危険物、悪臭のする物その他他人の迷惑となるような物品を持ち込むこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をすること。

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは運動公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の中止又は制限をすることができる。

- (1) 運動公園の保全又は公衆の利用に著しい支障を生じた場合
- (2) 運動公園に関する工事のため、やむを得ない必要を生じた場合

(損害賠償)

第7条 運動公園の施設に、不当な行為により損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、運動公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、別表第2に掲げる運動公園又はその一部（以下「指定管理運動公園」という。）の管理を市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

(管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準により指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 指定管理運動公園の利用者に対して平等かつ適切なサービスを行うこと。
- (3) 指定管理運動公園の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(指定管理者の指定手続)

第10条 指定管理者の指定手続等については、古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第59号）の定めるところによる。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第11条 指定管理運動公園の管理を指定管理者が行う場合において、第3条第2項中「運動公園」とあるのは「指定管理運動公園」と、「市長」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第4条中「市長」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第6条第1項中「市長」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、「運動公園」とあるのは「指定管理運動公園」と、同条第2項中「市長」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、同項各号中「運動公園」とあるのは「指定管理運動公園」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三和町運動公園の設置及び管理運営に関する条例（平成2年三和町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の古河市運動公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により古河市教育委員会が行った処分その他の行為で現に効力を有するもの並びに改正前の条例の規定により古河市教育委員会に対して行われた申請その他の行為でこの条例の施行の日以後に処理されることとなるものは、この条例による改正後の古河市運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定により市長が行った処分その他の行為並びに改正後の条例の相当規定により市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和3年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定の施行の日前において同条の規定による改正前の古河市運動公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の古河市運動公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	スポーツ施設
古河市小堤スポーツ広場	古河市小堤227番地1	サッカー場、マレットゴルフ場

古河市諸川コミュニティパーク	古河市諸川1844番地 4	野球場
古河市尾崎ファミリースポーツ公園	古河市尾崎4037番地 4	野球場
古河市東山田公園	古河市東山田1814番地 1	野球場

別表第 2（第 8 条関係）

指定管理運動公園	指定管理者が行う業務の範囲
古河市小堤スポーツ広場	<ol style="list-style-type: none"> 1 サッカー場及びマレットゴルフ場の利用の許可及び取消しに関する業務 2 古河市小堤スポーツ広場の維持管理に関する業務 3 古河市小堤スポーツ広場の利用促進に関する業務 4 前 3 項に掲げるもののほか、指定管理運動公園の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの
古河市諸川コミュニティパーク野球場	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の利用の許可及び取消しに関する業務 2 前項に掲げるもののほか、市長が指定管理運動公園の管理上必要と認める事項
古河市尾崎ファミリースポーツ公園野球場	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の利用の許可及び取消しに関する業務 2 前項に掲げるもののほか、市長が指定管理運動公園の管理上必要と認める事項
古河市東山田公園野球場	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の利用の許可及び取消しに関する業務 2 前項に掲げるもののほか、市長が指定管理運動公園の管理上必要と認める事項